

平成24年2月定例会

環境対策特別委員会説明資料

部
部
部
部
会

環
境
産
備
員

環
水
整
委

民
林
土
育

県
農
県
教

目 次

I	平成24年度環境対策関係主要施策の概要	1
II	提出予定案件	
1	一般会計・特別会計予算	4
(1)	歳入歳出予算	4
	ア 総括表	4
	一般会計	4
	特別会計	5
	イ 部別主要事項説明	6
	県民環境部	6
	農林水産部	10
	県土整備部	13
	教育委員会	15
(2)	地方債	16
2	その他の議案等	17
(1)	条例案	17
	県民環境部	17
	県土整備部	17

I 平成24年度 環境対策関係主要施策の概要

(県民環境部)

1 総合的な環境施策の推進

本県の豊かな自然環境を活かし「環境首都・先進とくしま」の実現を目指していくため、県民一人ひとりの自発的な取組みを促進する「環境首都とくしま憲章」の普及を進めるとともに、環境活動の拠点であるエコみらいとくしま（環境首都とくしま創造センター）において、「とくしま環境県民会議」を中心とした県民運動としての地球温暖化対策やごみ減量化などの環境活動を支援するほか、環境学習・教育を総合的にサポートする。

2 地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向けて、全ての県民が地球温暖化問題を理解し、温室効果ガスの排出抑制などに取り組んでいくため、「徳島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。

また、「自然エネルギー立県とくしま」の実現に向けて、本県に豊富に存在する自然エネルギーを活用し、「エネルギーの地産地消」に向けた取組みを推進する。

3 人と自然との共生の推進

人と自然との共生に向けて、鳥獣保護事業計画に基づき、ニホンジカなど野生鳥獣の適正管理を図るほか、鳥獣保護思想の普及啓発や適正な狩猟対策を推進する。

4 環境影響評価の推進

開発行為等の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努める。

5 循環型社会形成の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする循環型社会の形成を目指し、環境関連産業の創出・振興に向けた取組みなどを積極的に推進する。

6 産業廃棄物処理対策の推進

不適正処理の未然防止のため、処理業者等に対する定期的な立入調査を実施するとともに、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選取できる徳島県独自の優良処理業者認定制度により、優良処理業者の育成と、産業廃棄物の適正処理を推進する。

7 一般廃棄物処理対策の推進

第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量・再使用・再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る。

また、生活排水対策として、市町村が行う合併処理浄化槽への転換整備に対して支援を行うとともに、浄化槽法定検査受検率の向上など、適正な維持管理を推進し、生活環境の保全に努める。

8 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進

公害防止対策の推進を図るため、大気・水質等を常時監視するとともに、工場・事業場への立入調査等を実施して発生源に対する指導等を行う。

また、化学物質の適切管理の促進、汚染土壌の拡散防止対策、建築物解体工事等に伴うアスベスト飛散防止対策等に取り組み、環境汚染の未然防止に努める。

(農林水産部)

1 環境と調和した持続性の高い農業の推進

環境に配慮した農業を進めるため、有機質資源の循環利用による土づくりと化学肥料や化学農薬に過度に頼らない持続性の高い農業を推進する。

2 畜産環境保全対策等の推進

畜産経営による環境汚染の防止と畜産バイオマス資源を循環利用する資源循環型の畜産を推進するため、畜産環境対策及び環境保全に対する農家指導等を行う。

3 環境を重視した多様な森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能の向上を図るため、間伐や複層林など多様な森林整備や公有林化を推進するとともに、保安林の適正な管理や森林病虫害等の駆除、温室効果ガスの排出削減等に寄与する木質バイオマスエネルギーの利用や協働の森づくりを展開する。

4 集落排水整備事業の推進

農山村における生活排水対策として、集落排水整備事業の推進を図り、生活環境の改善に努める。

5 鳥獣による被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等への被害防止を効果的に進めるため、ハード・ソフト両面から地域の取組みを支援するとともに、地域の見本となるモデル集落の育成や捕獲したシカなどを食肉として利活用する取組みを行う。

(県土整備部)

1 河川浄化の推進

水環境の改善を図るため、汚濁の著しい県管理河川の堆積汚泥の除去等を実施する。

2 生活排水対策の推進

生活環境向上と公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備の推進を図り、汚水処理人口普及率の向上に努めるとともに、旧吉野川流域下水道の適正な管理運営を行う。

3 民間建築物アスベスト対策の促進

アスベストによる被害を未然に防止し、県民の安全・安心を確保するため、民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事を支援する市町村に対して県費補助を行う。

(教育委員会)

1 環境教育の充実

社会の変化に対応した多様な教育の実現を図るため、「学校版環境ISO」の取組みをステップアップし、学校と地域がより一層連携し、社会や学校の状況に応じた環境学習を行う取組みに進化させた「新 学校版環境ISO」に移行することにより、将来にわたり環境保全に対する意識の高い児童・生徒及び郷土を愛するモラルの高い児童・生徒の育成に努める。

II 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		財 源 内 訳							
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$	特 定 財 源						一般財源	
					国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入		県債
県民環境部	797,446	977,668	△ 180,222	81.6	23,439		40,715		352,706	217,943	10,000	152,643
農林水産部	1,869,501	1,644,260	225,241	113.7	1,183,926			823	60,500	2,005	379,000	243,247
県土整備部	275,356	179,752	95,604	153.2	25,000						25,000	225,356
教育委員会	287	287	0	100.0								287
計	2,942,590	2,801,967	140,623	105.0	1,232,365		40,715	823	413,206	219,948	414,000	621,533

特別会計

(単位：千円)

区分	会計名	24年度 当初額 A	前年度 当初額 B	比較		財源内訳				
				増減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %	特定財源				
						国支出金	分担金 負担金	繰入金	諸収入	県債
県土整備部	流域下水道事業特別会計	561,543	460,949	100,594	121.8	5,000	155,621	246,922		154,000
計		561,543	460,949	100,594	121.8	5,000	155,621	246,922		154,000

イ 部別主要事項説明
 県民環境部
 一般会計

(単位：千円)

区分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
環境首都課	環境衛生指導費	324,026	221,318 (311,405)	102,708 (12,621)	146.4 (104.1)	① 一般環境対策費 (324,026) 環境保全創造施策の推進に要する経費及び環境政策の企画・調整のほか、 環境学習や環境活動等の推進に要する経費 ア ①(新) 自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金 200,000 イ ①(新) 自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業 100,000 ウ ①(新) 自然エネルギー立県とくしま情報発信事業 1,000 エ 環境首都とくしま創造センター運営事業 7,600 オ 地球温暖化対策推進計画管理事業 1,295 カ 地球にやさしい環境県民運動推進事業 6,243	(311,405)
	計	324,026	221,318 (311,405)	102,708 (12,621)	146.4 (104.1)		
自然環境課	環境衛生指導費	64,222	355,734	△ 291,512	18.1	① 鳥獣等保護費 (64,222) 鳥獣保護及び狩猟対策に要する経費 ア 特定鳥獣適正管理促進プロジェクト事業 42,000 イ 狩猟取締事業 6,437 ウ 鳥獣調査事業 3,588	(355,734)
	公害対策費	1,091	1,129	△ 38	96.6	① 環境審査費 (1,091) 各種開発事業の実施に係る環境影響評価の審査及び指導に要する経費	(1,129)
	計	65,313	356,863	△ 291,550	18.3		

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額					
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$							
環境整備課	環境衛生指導費	234,146	237,000 (239,000)	△ 2,854 (△ 4,854)	98.8 (98.0)	① 廃棄物ゼロ社会づくり推進費 (50,215)	(50,220)					
						本県における循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用を促進するとともに、環境関連産業の創出や振興を図るための経費						
						ア 循環型社会とくしま形成推進事業	80	83				
						イ 環境関連産業立地促進資金貸付金	50,135	50,000				
						② 廃棄物処理施設管理指導費 (105,622)	(107,710)					
						一般廃棄物の適正処理指導及び浄化槽の適正な維持管理を推進するための経費						
						ア 浄化槽整備事業費補助金	95,000	96,000				
						イ 浄化槽維持管理一括契約普及事業	900	1,000				
						ウ 浄化槽普及啓発事業	850	1,300				
						③ 生活環境整備指導費 (78,309)	(81,070)					
廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るための経費												
ア 産業廃棄物適正処理推進事業	20,458	20,691										
イ 産業廃棄物適正処理監視・指導事業	45,497	46,968										
ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費補助金	9,750	9,750										
	計	234,146	237,000 (239,000)	△ 2,854 (△ 4,854)	98.8 (98.0)							

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予 算 額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
環境管理課	公害対策費	173,961	162,487	11,474	107.1	① 一般公害対策費 (76,535) 公害対策の企画調整、石綿健康被害者救済のため設置された基金への 抛出等に要する経費 ア 石綿健康被害救済基金抛出金 10,650 イ 環境保全施設整備等資金貸付金 50,000 ② 大気汚染対策費 (8,563) 大気汚染状況の常時監視及び工場等の調査、指導に要する経費 ア 環境監視事業 2,746 イ アスベスト飛散防止対策事業 671 ③ 騒音振動対策費 (707) 騒音、振動及び悪臭公害の防止を図るための工場等の調査、指導に要 する経費 ④ 水質汚濁対策費 (23,724) 公共用水域等の水質汚濁状況の常時監視、工場等の調査、指導に要 する経費 ア 水質環境基準監視事業 14,692 ⑤ 分析測定機器等整備事業費 (4,461) 大気、水質の常時監視体制の充実強化を図るための各種分析測定機器 等の更新、整備に要する経費	(82,236) 10,650 50,000 (9,323) 2,867 733 (767) (24,908) 15,344 (4,461)

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
						⑥ 分析測定機器等運営費 (37,282)	(34,779)
						分析測定機器等の維持管理に要する経費	
						⑦ 公害関係調査費 (22,689)	(6,013)
						ア 広域総合水質調査 1,171	1,175
						イ 化学物質環境実態調査 408	346
						ウ 環境放射能水準調査 21,110	4,492
	計	173,961	162,487	11,474	107.1		
県民環境部 合 計		797,446	977,668 (1,069,755)	△ 180,222 (△ 272,309)	81.6 (74.5)		

(注) 平成23年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成23年6月補正後予算額等を計上している。

農 林 水 産 部
一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
とくしま ブランド 戦略課	農作物対策費	6,570	7,141	△ 571	92.0	① 環境保全型農業推進費 (6,570) ア ① 自然エネルギーで環境に優しい農業推進事業 6,570 自然エネルギーを活用した農業技術の実証や農産物の 「省CO2見える化」によるブランド化の推進	(7,141)
	植物防疫費	3,080	4,266	△ 1,186	72.2	① 病害虫防除対策費 (3,080) ア みんなで環ガエル農業推進事業 3,080 IPM (総合的病害虫雑草管理) の定着	(4,266) 4,266
	園芸蚕業振興費	1,606	1,666	△ 60	96.4	① 農業生産資材廃棄物処理適正化対策費 (1,606) ア 使用済農業資材適正処理推進対策事業 1,606 農業用廃プラスチックの適正処理の推進	(1,666) 1,666
	計	11,256	13,073	△ 1,817	86.1		
畜産課	畜産振興費	78,751	1,680 (86,489)	77,071 (△ 7,738)	4,687.6 (91.1)	① 畜産環境対策事業費 (78,751) ア 畜産バイオマス利活用推進事業費 1,523 畜産環境保全の推進 土づくり普及啓発の推進 家畜排せつ物実用化調査の実施 イ 畜産バイオマス利活用整備事業費 77,228 家畜ふん尿処理施設整備と食鳥副産物適正処理の促進	(86,489) 1,680 84,809
	計	78,751	1,680 (86,489)	77,071 (△ 7,738)	4,687.6 (91.1)		

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
農村振興課	農業総務費	191,400	78,900	112,500	242.6	① 農作物鳥獣被害防止対策費 (191,400) ア(新) 獣害に立ち向かう農山村づくりモデル推進事業 13,100 イ 鳥獣被害防止総合対策事業 175,800 ウ(新) 里山の恵みを食卓へ「阿波地美栄」推進事業 ^{あわジビエ} 2,500	(78,900) 70,800
	土地改良費	49,347	95,572	△ 46,225	51.6	① 農業集落排水整備事業費 (49,347) 農業集落排水事業に要する経費	(95,572)
	計	240,747	174,472	66,275	138.0		
林業振興課	林業振興費	13,480	10,222	3,258	131.9	① 森林計画編成事業費 (9,580) ② 木材需要拡大奨励費 (3,900) ア(新) 使おう！森のエネルギー活用支援事業 3,900	(19,144) (19,144)
	森林病虫害防除費	8,813	8,988	△ 175	98.1	① 森林病虫害等駆除費 (8,813)	(8,988)
	造林費	1,171,037	1,038,901	132,136	112.7	① 環境緑化推進費 (13,988) ② 森林環境保全整備事業費 (1,116,226) ③ とくしま豊かな森づくり推進事業費 (40,823)	(13,832) (1,112,935) (226,647)
	計	1,193,330	1,058,111	135,219	112.8		(1,381,546) (135,219)

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
森林整備課	治 山 費	345,417	396,924 (471,133)	△ 51,507 (△ 125,716)	87.0 (73.3)	① 治山事業費 (336,611) ア 保安林整備事業 90,184 イ 水源地域整備事業 246,427 ② 保安林整備管理費 (8,806)	(459,787) 102,196 357,591 (11,346)
	計	345,417	396,924 (471,133)	△ 51,507 (△ 125,716)	87.0 (73.3)		
農林水産部 合 計		1,869,501	1,644,260 (2,126,713)	225,241 (△ 257,212)	113.7 (87.9)		

(注) 平成23年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成23年6月補正後予算額等を計上している。

県土整備部
一般会計

(単位：千円)

区分	目名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
下水環境課	都市計画総務費	221,083	126,412	94,671	174.9	① 流域下水道事業特別会計繰出金 (171,983) 旧吉野川流域下水道の整備に係る起債償還等に要する経費への繰り出し ② 公共下水道整備促進事業費 (49,100) 公共下水道事業の促進と、これに伴う市町の経費負担の軽減を図るため、 市町が実施する公共下水道事業に対し、補助する経費	(126,412)
	計	221,083	126,412	94,671	174.9		
建築開発 指導課	建築指導費	1,273	1,340	△67	95.0	① 建築基準法等施行費 (1,273) ア 民間建築物アスベスト対策費 民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事の支援 に要する経費	(1,340)
	計	1,273	1,340	△67	95.0		
河川整備課	河川改良費	53,000	52,000	1,000	101.9	① 総合流域防災事業費 (53,000) 水環境の改善を図るため、汚濁の著しい河川における堆積汚泥の除去等 に要する経費	(52,000)
	計	53,000	52,000	1,000	101.9		
県土整備部 合計		275,356	179,752	95,604	153.2		

(注) 平成23年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成23年6月補正後予算額等を計上している。

教育委員会
一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	24年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
				増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
学校政策課	教育指導費	287	287	0	100.0	① 学校教育振興費 (287) 環境・エネルギー教育の推進に要する経費 環境・エネルギー教育推進事業費 287	(287) 287
	計	287	287	0	100.0		
教育委員会 合 計		287	287	0	100.0		

(注) 平成23年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成23年6月補正後予算額等を計上している。

(2) 地 方 債
 県 土 整 備 部
 流域下水道事業特別会計

(単位：千円)

課 名	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下水環境課	旧吉野川流域下水道事業	154,000	証書借入又は証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
合 計		154,000			

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（環境整備課）

(ア) 改正の理由

民法の一部が改正され、未成年後見人に法人を選任することができるようになったこと等に鑑み、未成年者に係る浄化槽保守点検業の登録の拒否の要件について所要の整備を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

未成年者でその未成年後見人に法人が選任されたものに係る浄化槽保守点検業の登録の拒否の要件について所要の整備を行うこととする。

(ウ) 施行期日

平成24年4月1日から施行する。

イ 徳島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例（下水環境課）

(ア) 改正の理由

流域下水道の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 題名を「徳島県流域下水道条例」に改めることとした。
- b 知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に流域下水道の管理を行わせるものとする事とした。
- c 指定管理者は、次の業務を行うものとする事とした。
 - (a) 流域下水道の終末処理場の運転に関する業務
 - (b) 流域下水道の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
 - (c) その他流域下水道の管理に関し知事が必要と認める業務
- d 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則を遵守し、並びに知事が別に定める管理の基準に従って、管理の業務を行わなければならないこととした。

(ウ) 施行期日

平成25年4月1日から施行する。